

板橋区こども家庭センター運営要綱

(令和6年3月29日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2第1項の規定に基づき区が実施する板橋区こども家庭センター（以下「こども家庭センター」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 こども家庭センターの所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法第10条の2第2項各号に掲げる業務
- (2) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項各号に掲げる業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

(対象者)

第3条 こども家庭センターにおける支援の対象者は、原則、区内に居住する全ての児童及びその家庭並びに妊産婦とする。

(実施機関)

第4条 こども家庭センターは、子ども家庭総合支援センター支援課及び健康生きがい部各健康福祉センターにおいて実施する。

(職員構成)

第5条 こども家庭センターは、次の各号に掲げる者により構成する。

- (1) こども家庭センター長
 - (2) 統括支援員
 - (3) 各健康福祉センターに所属する保健師
 - (4) 支援課に所属する職員
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、こども家庭センターの所掌事項を実施するに当たって区長が必要と認める職員
- 2 こども家庭センター長は、子ども家庭総合支援センター支援課長をもって充てる。
- 3 統括支援員は、子ども家庭総合支援センター支援課の保健師をもって充てる。

(事務局)

第6条 こども家庭センターの事務局は、子ども家庭総合支援センター支援課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、こども家庭センターの運営に関し必要な事項は、保健所長に協議のうえ、子ども家庭総合支援センター所長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。